

10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。施設（又は町）へ「子どものための施設等利用給付申請書」を提出してください。

（注1）認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用してきていない方が対象となります。

（注2）「保育の必要性の認定」については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

（注3）認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

（注）町の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、町に申請することが必要です。

※施設によっては代理で請求・受領する場合がありますので各施設にご確認ください。

- 都道府県等に届出をした認可外保育施設

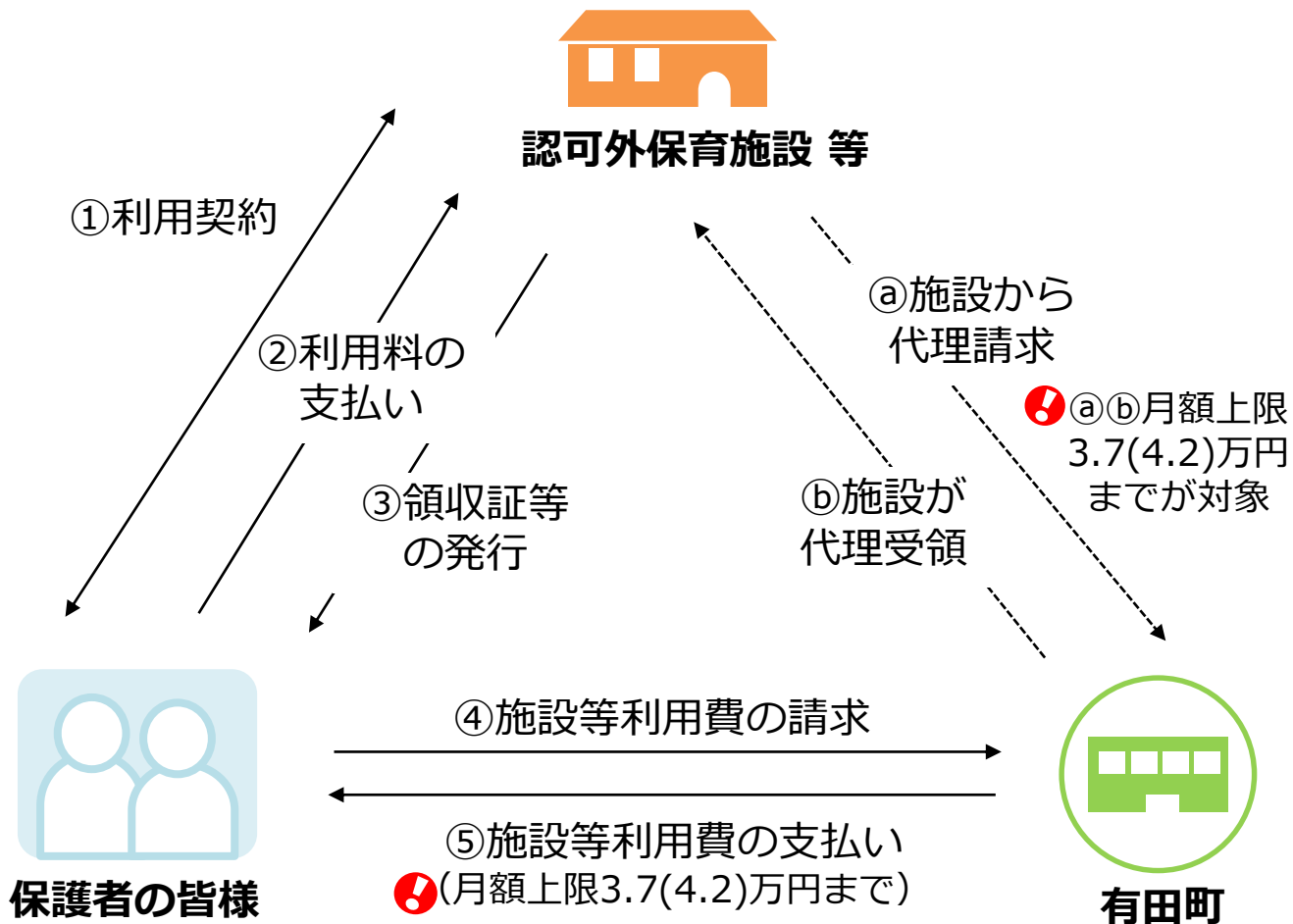
（一般的な認可外保育施設や、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）

に加え、

- ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
・ ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。

（注）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市町村によって異なる場合があります。町へご確認ください。

[基本的な手続きのイメージ]



請求・支払い方法の例

- 償還払い ⇒ 上記の②～⑤の手続きを保護者が行います。
- 施設の法定代理受領 ⇒ 上記の⑦～⑧の手続きを施設が代理で行います。

※保育の必要性の認定を受けていない場合は施設（又は町）に「子どものための施設等利用給付申請書」に必要書類を添付して提出してください。

※請求・支払いの方法など、施設によって、手続きが異なる場合があります。手続きの詳細については、各施設又は町にご確認ください。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先：

【お近くの認可外保育施設に関する情報について】

佐賀県 健康福祉部男女参画・こども局 こども未来課
TEL：0952-25-7382

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続きについて】

有田町 子育て支援課（有田町福祉保健センター内）
TEL：0955-25-9200